

2021年2月1日

関係各位

MFJ 競技会の主催に関する規定改訂について

(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会

拝啓

平素はモーターサイクルスポーツの普及振興にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では、今シーズンより、全日本選手権の運営体制刷新や運営統一化、そして、地方組織の見直しを図り、競技者の目線に立った競技運営の環境整備に取り組んでおります。

MFJ 会員の皆様をはじめ、より広く愛好者の皆様にモーターサイクルスポーツを楽しんでいただくための施策の一環として、この度、MFJ 公認・承認競技会や講習会、走行会等のイベント主催に関する開催規則を見直し、MFJ 公認主催者に関わる条件緩和等を含め「MFJ モーターサイクルスポーツ開催規則集」を改訂致しました。

主な改訂内容を下記の通りお知らせ致しますので、競技会主催者および競技役員、関係各位におかれまして、改訂内容にご理解を頂きますと共に、以後の競技会開催にあたりご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

MFJ 競技会の主催に関する規定の主な改訂内容

(「MFJ モーターサイクルスポーツ開催規則集(令和3年2月改訂版)」より抜粋)

1. 主催者の資格の変更について

(ア)主催者の資格

MFJ の公認・承認競技会および承認行事を主催しようとする団体、個人は、MFJ に公認主催者として登録申請し、**MFJ の承認**を得なければならない。

主催者は**5段階**に区分され、それぞれ主催可能な競技会の格式が定められる。

主催者区分	主催許可申請団体		
G1	特別会員Ⅰ (RD 施設)		
G2	特別会員Ⅱ (RD 施設)	特別会員Ⅳ (オフ系施設)	全日本オーガナイザー (認可法人)
G3	特別会員Ⅲ (RD 施設)	ローカルオーガナイザー (地区専門部会 ^{注1} /公認クラブ)	
G4	特別会員 (メーカー)	賛助会員	ネットワークショップ
G5	公認インストラクター		

※ 種目別専門委員会^{注2}が必要と認めた場合に限り、申請団体の当該区分より上位格式の競技会の開催が許可される場合がある。

注1：地区専門部会とは全国8地区毎の種目別部会をさす

(例 北海道地区モトクロス部会、関東地区トライアル部会等)

注2：種目別専門委員会とは MFJ 本部に設置された全国を統括する委員会をさす

(例 MFJ ロードレース委員会、MFJ モトクロス委員会、MFJ トライアル委員会等)

(イ)主催者の種類及び登録要件の変更

主催者として登録申請できる団体は下記とする。

1) 特別会員

① ロードレース施設（従来通り）

- ・ 特別会員Ⅰ：国際公認サーキット
- ・ 特別会員Ⅱ：準国際公認サーキット
- ・ 特別会員Ⅲ：国内および準国内公認サーキット

② オフロード系施設（MFJが公認した常設のオフロード系施設）

- ・ 特別会員Ⅳ（従来の特別会員オフロード）

③ 二輪メーカー（従来通り）

国内二輪4メーカーならびにその販売会社、MFJが承認した二輪メーカーの販売会社または支店。

2) 全日本オーガナイザー（新設）

MFJならびにMFJ種目別専門委員会の承認する法人。代表者と連絡が可能であること。

なお、開催実績のない主催者についてはMFJ本部との契約書の取り交わしを行わなければならない。

3) ローカルオーガナイザー（新設）（エリア・地方選手権、県大会以下の主催が可能）

以下の団体はローカルオーガナイザーとしての資格を得ることができる。但し、代表者に常時連絡が可能であり、かつ登録地区の地区専門部会の承認を得る必要がある。

① 地区専門部会

部会長を代表者とする。連絡先が明記された部会員名簿（3名以上・競技役員3級以上所持者を含む）をMFJ本部広域事務局への提出が必要。地区専門部会が認める県単位の部会も認められる。

② MFJ公認クラブ（※従来の公認クラブⅠ、Ⅱの区分を撤廃）

MFJライセンス取得者（エンジョイライセンス除く）5名以上かつ1名以上の競技役員（3級以上）が含まれていること。

※ 主催者登録しているMFJ公認クラブのクラブ員が、別のMFJ公認クラブへ移籍する場合は、年間で1度限りとする。また重複して複数の公認クラブに登録することはできない。

4) 賛助会員（従来通り）

5) MFJネットワークショップ（従来通り）

6) MFJ公認インストラクター（従来通り）

なお、各主催団体が開催可能な競技会は、**別表**〈競技会格式と主催者の区分表〉の通りです。

2. 競技会の申請における申請期日等の変更について

1) 競技会を主催しようとする者は、MFJイベント管理システム上で、申請期日内に申請をしなければならない。

2) 競技会の申請は当該種目別専門委員会にて審査・認定される。（但し、競技内容に関しては当

該種目別専門委員会にて指導される場合がある。)

- 3) 競技会の申請期日と登録申請料金、申請料金の支払期日は、種目・格式に応じて下表の通り定める。(MFJが別途認めた場合はこの限りではない。)

競技会 区分	格 式	申請期日 ※1	料金支払期日	種目ごとの登録申請料(単位:万円) 観客保険料含む						
				RD	MX	TR	SN	SM	ED	他
A	世界選手権	前年 11 月末	申請後 30 日	250.5	151	100.7	51.3	50.2	50.8	
	国際選手権	〃	〃	150.5	121	50.7	26.3	25.2	25.8	
	MFJ グランプリ (全日本)	〃	〃	60.5	11	5.7	2.3	1.7	2.3	
B	国際競技会	〃	〃	100.5	101	25.7	11.3	10.2	10.8	
	全日本選手権	当該年 1 月末 ※2	申請後 30 日 ※3	60.5	11	5.7	2.3	1.7	2.3	
	準国際競技会	〃	〃	20.5	11	10.7	6.3	5.2	5.8	
	特別競技会	〃	〃	50.5	27	10.7	11.3	10.2	10.8	
C	エリア選手権	開催 60 日前	開催 30 日前 ※4	7.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3	
	地方選手権	〃	〃	5.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3	
	公認競技会	〃	〃	5.7	2.3	1.7	2.3	1.7	2.3	
D	承認競技会	〃	開催 14 日前 ※5	5.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	承認行事	〃	〃	1.7						

※1 全日本選手権以下の格式の競技会申請は、申請料の支払いが間に合う限り受け付けるが、遅延料金として¥50,000 が申請料に上乗せされる。

※2 1 月中の開催については、開催 30 日前とする。

※3 開催 30 日前まで受け付けるが、遅延料金¥50,000 が申請料に上乗せされる。

※4 開催 14 日前まで受け付けるが、遅延料金¥50,000 が申請料に上乗せされる。

※5 開催 7 日前まで受け付けるが、遅延料金¥50,000 が申請料に上乗せされる。

支払期日（遅延含む）を過ぎたものについては、いかなる場合でも公認または承認されない。

- ◎ 上記以外の改訂内容もございますので、MFJ 公認主催者および、レース主催をご検討されている方は、「MFJ モーターサイクルスポーツ開催規則集（令和 3 年 2 月改訂版）」を必ずご確認ください。

以上

別表

<競技会格式と主催者の区分表>

主催者 グレード	競技会区分(カテゴリー) 主催許可申請団体	A			B				C			D		E		
		1	2	3	1	2	3	4	1	2	3	1	2	1	2	3
	競技会格式	世界選手権競技会	国際選手権競技会	MFJ グランプリ(全日本)	国際競技会	準国際競技会	全日本選手権競技会	特別競技会	エリア選手権	地方選手権競技会	公認競技会	承認競技会	承認行事	公認講習会	レベルアップスクール	走行会・試乗会
	MFJ	○				○				○			○			○
G1	特別会員 I	△				○				○			○			○
G2	特別会員 II	/	/	/	/	○	/	/	/	○	/	/	○	/	/	○
	特別会員 IV															
	全日本オーガナイザー															
G3	特別会員 III	/	/	/	/	/	/	■	/	○	/	/	○	/	/	○
	ローカルオーガナイザー															
G4	特別会員(メーカー)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	○
	賛助会員															
	ネットワークショップ															
G5	公認インストラクター	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○

<備考>

- 印は単独主催が可能。△は MFJ と共同主催可能。
■印は、エンデューロ、スーパーモト、スノーモビルに限り開催することができる。
- 競技会格式の優先順位はカテゴリーA から E の順。同カテゴリーの場合は 1 から 4 の順。